

津波避難施設の整備に関する基本的考え方

構成

第1章 はじめに

- 1.1 主旨 1.2 位置付け 1.3 策定の経緯 1.4 施設整備の計画期間等

第2章 施設整備のための条件設定

- 2.1 対象エリアの考え方 2.2 徒歩・自動車避難の考え方
- 2.3 人口想定 of 考え方 2.4 避難行動の考え方

第3章 施設の要件等に関する事項

- 3.1 施設の要件 3.2 避難道路の考え方
- 3.3 施設整備の考え方 3.4 施設の配置と道路ネットワークの設定

第4章 周知・啓発等に関する事項

- 4.1 周知:「知る」 4.2 行動:「避難する」 4.3 啓発:「知っておく」

第5章 おわりに

第1章 はじめに

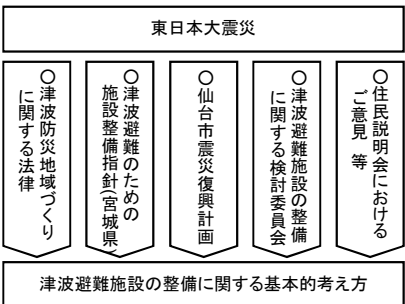
1.1 主旨

東日本大震災の津波により被害を受けた仙台市東部地域の再生に向けて、仙台市震災復興計画等に基づき、地域の実情等を考慮しながら、適切な津波避難施設の整備の方向性について整理・検討し、まとめたもの

1.2 位置付け

仙台市震災復興計画 → 仙台市実施計画等 → 津波避難施設の整備に関する基本的考え方

1.3 策定の経緯



1.4 施設整備の計画期間等

平成25年度からの計画期間とし、津波避難施設の整備に向けて、調査、設計、工事等を実施し、可能な限り早期の整備を目指します。

第2章 施設整備のための条件設定

2.1 対象エリアの考え方

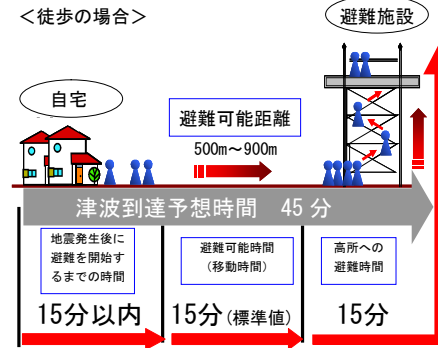
対象エリア:仙台東部道路より東側を中心に津波避難施設整備の検討地域とする。
※対象エリア外でも必要に応じて検討する。

津波到達予想時間:45分程度を設定する。

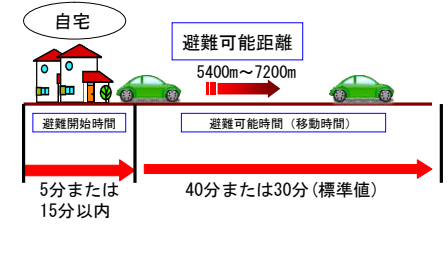
2.2 徒歩・自動車避難の考え方

- ・原則徒歩による避難を想定する。(自転車も含む)
- ・自動車避難が想定される避難者を考慮する。

<徒歩の場合>



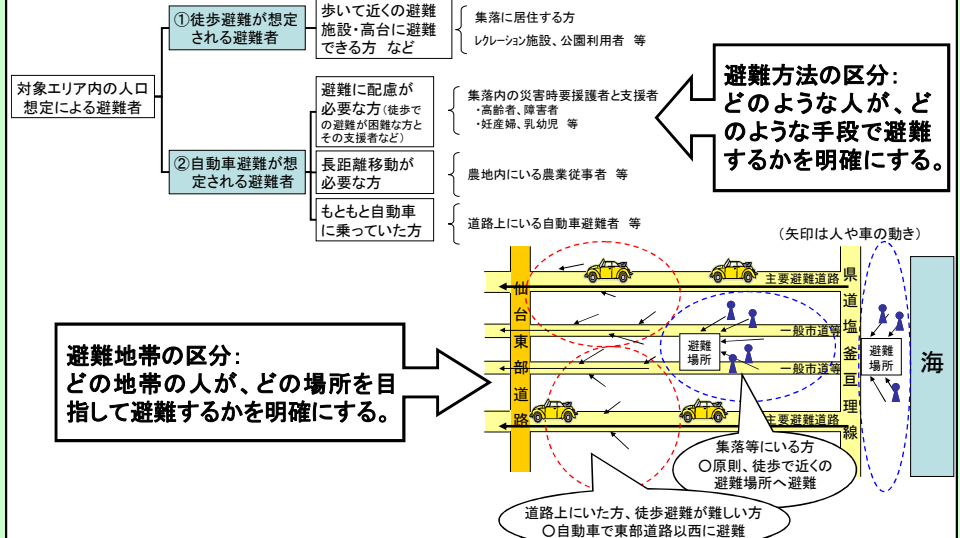
<自動車の場合>



2.3 人口想定 of 考え方

震災前の主要な施設(集落※、公園等)や、復興事業(防災集団移転事業等)後の人口を参考にして想定する。※災害危険区域は除く。

2.4 避難行動の考え方



第3章 施設の要件等に関する事項

3.1 施設の要件

規模・収容人員の考え方:

- ①避難可能距離、避難方法、人口想定、避難行動などに基き設定する。
- ②避難者1人あたり1㎡程度の広さを確保する。
- ③上記の前提条件等を考慮し、適切な規模・収容人員を確保する。

高さ・階数の考え方:

- ①津波避難ビルは地域の浸水深及び施設にもたせる機能等に
応じて階数を設定する。
- ②津波避難タワー、築山は越流しない高さを確保する。



構造の考え方:

- ①津波避難ビル:鉄筋コンクリート構造等とし、地域の実情や既存施設の
状況等に応じて鉄骨造を検討する。
- ②津波避難タワー:鉄骨造とする。
- ③築山:津波の進行方向に対して抵抗が少ない形状とする。

設備の考え方:

- ①高所移動への配慮 ②備蓄への配慮 ③安全性への配慮 ④その他

要援護者への配慮:

- ①高所移動への配慮 ②備蓄への配慮
- ③仙台市ひとにやさしいまちづくり条例(施設整備マニュアル)等への対応



平常時の利用方法:

- ①地域の実情や既存施設の状況等に応じて平常時の利用方法を検討する。
- ②平常時の安全性への配慮として侵入防止対策等を講じる。

維持管理の考え方:

- ①津波避難ビル:
設備(電気、水道等)が付属するため、維持管理が必要。
- ②津波避難タワー:
設備を工夫することにより、維持管理費用等の削減が可能。

3.2 避難道路の考え方

避難時の道路ネットワーク検討フロー

①道路ネットワークの設定



3本の主要な避難道路の他、避難
経路として既存の市道等を活用
することを前提とする

設定した避難時の通行条件に応じ
て、必要な対策が実施されてい
ることを前提とする

②自動車交通量の想定

避難行動のあり方に基づく
避難施設等との適切な役
割分担、及び人口想定に
基づき、自動車交通量を
設定する。

③避難時の諸条件

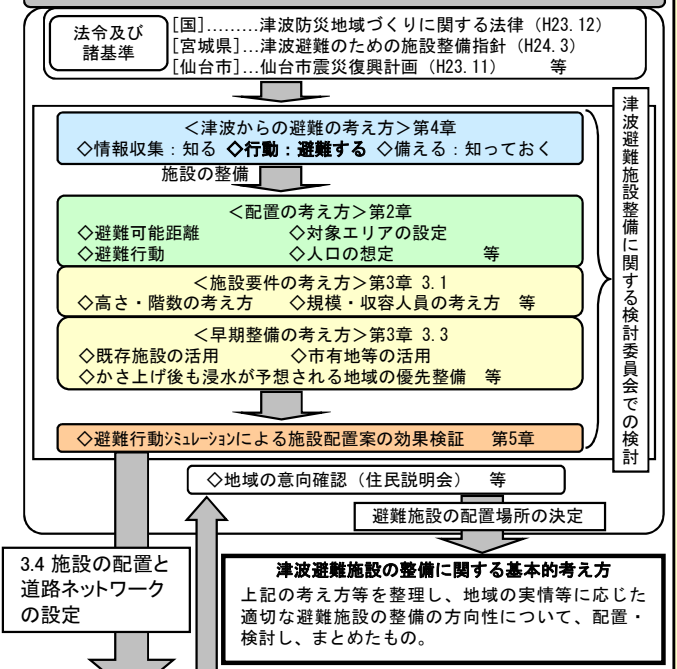
項目	地震発生時に自動車 に乗車していた	地震発生時に自動車 に乗車していない
避難開始時間	5分後	15分後
避難可能時間	40分間	30分間
避難速度	規制速度	
避難先	東部道路以西	

避難行動シミュレーション

課題の抽出と対応策の検討

3.3 施設整備の考え方

施設整備の考え方のフロー

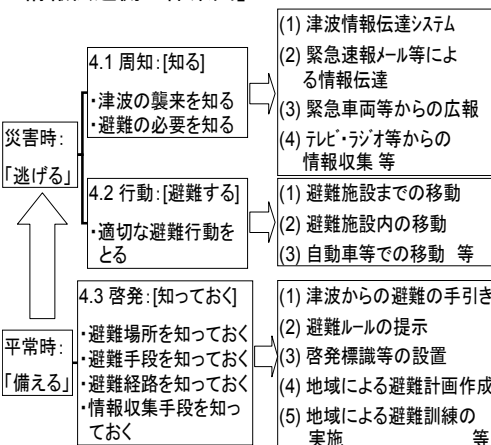


第5章 おわりに

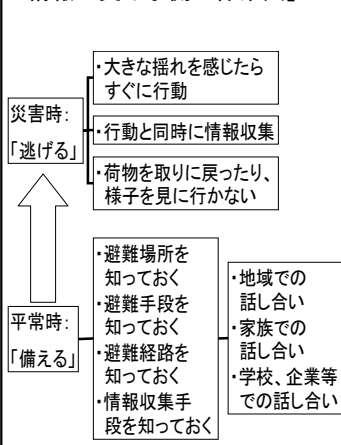
これまでの考え方に基き、道路ネットワークを設定し、津波避難施設の基本的な配置案をまとめ、避難行動シミュレーションによる検証を行った。

第4章 周知・啓発等に関する事項

「情報伝達側の体系図」



「情報の受け手側の体系図」



※過度に情報に依存することの危険性も併せて周知・啓発することも重要

